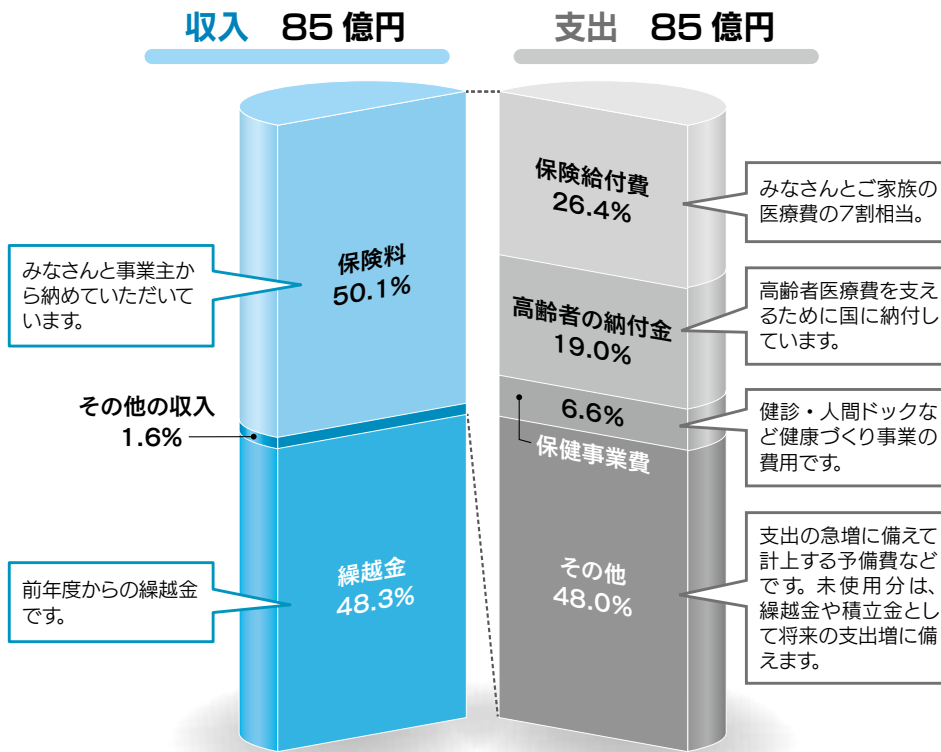


## 令和4年度 予算のお知らせ

当組合の令和4年度予算と事業計画が、先日開催された組合会において可決・承認されましたので、その概要をお知らせします。

### 令和4年度 収入支出予算の概要 <一般勘定>



#### 予算算出の基礎数値 (一般勘定)

- 被保険者数  
計 9,714 人  
〔男 8,311 人〕  
〔女 1,403 人〕
- 平均標準報酬月額  
320,969 円  
〔男 338,853 円〕  
〔女 215,053 円〕
- 総標準賞与額 (年間合計)  
5,789,932 千円
- 平均年齢  
42.00 歳  
〔男 42.74 歳〕  
〔女 37.54 歳〕
- 被扶養者数  
7,339 人
- 扶養率  
0.75 人

### 令和4年度 収入支出予算の概要 <介護勘定>

#### 収入

科目	予算割合
介護保険収入	66.0 (%)
繰越金	33.9
雑収入	0.0
一般勘定受入	0.1
合計	100

#### 支出

科目	予算割合
介護納付金	57.6 (%)
介護保険料還付金	0.0
一般勘定繰入	0.1
予備費	42.3
合計	100

#### 予算算出の基礎数値 (介護勘定)

- 第2号被保険者数  
6,123 人
- 同上のうち被保険者数  
6,123 人
- 平均標準報酬月額  
343,829 円

#### ●保険料率は据え置きます

	令和4年度		
	被保険者	事業主	合計
健康保険料率	50.1 (%)	50.1 (%)	100.2 (%)
介護保険料率	9.75	9.75	19.5



# 健康保険法改正に伴い、一部制度が変わります

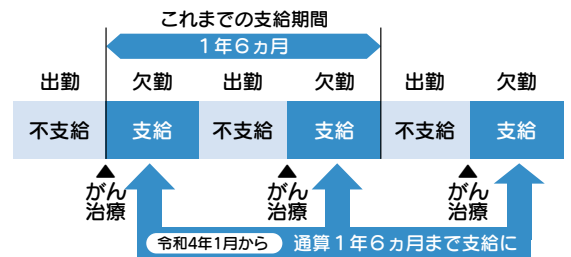
「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、次のような改正が順次施行されています。

## ● 傷病手当金の支給期間の通算化 (令和4年1月～)

病気やケガで働けないうきに支給される「傷病手当金」の支給期間は、支給日から起算して1年6か月を超えない期間とされてきました。これが、がん治療などで長期にわたり休暇をとりながら働くケースにおいては、治療と仕事の両立を支えるために、働いた期間を除いて1年6か月を通算できるようになりました。

※改正後の規定は、令和2年7月2日以降に支給を開始した傷病手当金に適用されます。

### ■ 傷病手当金 支給例



## ● 任意継続被保険者制度の見直し (令和4年1月～)

退職した後も、希望する方は「任意継続被保険者」として最大2年間健保組合に加入することができます。任意継続被保険者になると、任意で脱退する規定がありませんでしたが、令和4年1月からは被保険者の申請により脱退できるようになりました。

任意継続被保険者でなくなることを希望する旨の申出があった場合には、その申出が受理された日の翌月1日に、任意継続被保険者の資格を喪失することとなります。



## ● 育児休業中の保険料免除要件の見直し (令和4年10月～)

育児休業中は、健康保険や厚生年金保険の保険料が免除されます。現在は月末時点で育児休業を取得している場合に免除対象となりますが、「月内に2週間以上の育児休業を取得した場合」も保険料が免除されるようになります。

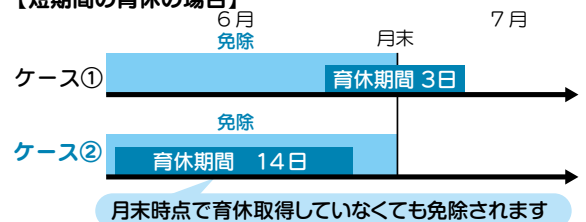
また、賞与にかかる保険料は「1ヵ月を超える育児休業を取得している場合」に限り免除の対象となるように変更されます。

### ■ 今後の育児休業中の保険料免除要件

【長期間の育休の場合】(※扱い変わらず)



【短期間の育休の場合】



## 「2022年危機」「2025年問題」は待たなし!

2022年からは団塊の世代の方々が75歳以上になりはじめ、2025年には後期高齢者人口が約2,200万人、国民の4人に1人が75歳以上という超高齢化社会を迎えます。支え手である現役世代は減っていくため、社会保障改革が急務です。コロナ禍による財政悪化も追い打ちをかけています。

今回の改正には、75歳以上の医療費の窓口負担2割への引き上げも盛り込まれていますが、現役世代の負担軽減としては十分ではありません。持続可能な社会保障制度に向けたさらなる改革が求められます。

### 後期高齢者支援金の伸びと

今回の改正効果  
(厚生労働省資料より)

